

(様式1)

令和2年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置
(令和6年度における対応状況)

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 今回の監査結果 第2章. 宮城県宮城 野原公園総合運動場 3. 相撲場について 【意見】	相撲場の年間利用者数は300人程度、利用料金は数万円程度である。また、その利用は高等学校総合体育大会（高総体）の大会が開催される 5～6 月頃に偏り、年間 2、3 回のみである。 県は、利用水準の向上策の検討の他、廃止も視野に入れ、高総体の試合会場の代替的確保の可否や、廃止した場合の陸上競技用のウォーミングアップ場や駐車場、駐輪場などへの転換等、有効利用のための方策を検討することが望ましい。 (P35)	令和6年11月1日付で宮城相撲場を廃止し、令和6年12月9日に取り壊しを完了し更地化した。今後は、 陸上競技等のウォーミングアップ場等に活用いただく。 宮城県高等学校総合体育大会の試合会場の代替的確保については、競技団体の意見を踏まえ、これまで大規模大会が実施された実績のある栗原市の相撲場の整備を支援することとし、栗原市において令和7年5月完成予定である。
2	Ⅲ. 今回の監査結果 第9章. 宮城県障害 者総合体育センター 2. 施設の暖房機能 について 【意見】	本施設で使用するボイラーは、体育館の暖房機能の他、指定管理者が本施設に隣接して保有する施設（温水プール）の温水確保にも共有で使用される。現在、正確な原因は不明であるが、冬季には体育館のボイラーから供給される暖房機能がほぼ機能していないとのことであった。ボイラーは昭和 46 年からのものであり、設備の老朽化はもとより、元々の機能自体も現在の標準的な設備と比較して不十分な可能性がある。 暖房機能の不調は、施設利用者の健康にも関わる事であり、またあまりにも古い設備を使用し続けることは、かえって維持管理コストを増加させることになりかねない。予算の都合上厳しいことは理解できるが、県には修繕のみならず、設備の入れ替えまでを視野に入れた総合的な対策が望まれる。 (P173)	暖房機能については、令和2年度末に温水熱交換器コイルの取替工事を行っており、正常に作動している。 令和2年度に策定した個別施設計画に基づき、令和5年度にボイラー更新のための設計業務が完了し、令和6年度からボイラー更新工事に着手しており年度内に工事完了する見込み。